

栃木県における水質汚濁防止法等に係る不利益処分規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（ばい煙、粉じん及び排出水に係る規制に限る。平成16年栃木県条例第40号）に規定する不利益処分（別表に掲げるものに限る。以下同じ。）を適正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、第1条に掲げる法令、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号。以下「条例」という。）の規定の例による。

(弁明の機会の付与)

第3条 知事は、不利益処分を行おうとするときは、以下のいずれかに該当する場合を除き、法第13条第1項第2号又は条例第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与に係る手続を行うものとする。

- (1) 公益上、緊急に行う必要がある不利益処分（法第13条第2項第1号又は条例第13条第2項第1号に該当するもの）
- (2) 知事が実施した排出水の汚染状態の測定結果（知事が計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号に掲げる事業に係る登録を受けている者に委託したものを含む。）により排水基準の不適合が確認された場合等、客観的な認定方法により基準の不適合が確認されたことを専らの理由とする、当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分（法第13条第2項第3号又は条例第13条第2項第3号に該当するもの）

(公表)

第4条 知事が不利益処分を行った場合で、県民の健康の保護のための注意喚起又は県民の不安の解消等のために必要な際は、当該不利益処分の事実等について、次の方法により公表するものとする。ただし、公表することにより、個人又は法人の権利利益を著しく害するおそれがあるときは、当該不利益処分の事実等の一部は公表しないことができる。

- (1) 県政記者クラブへの情報提供
- (2) 県ホームページへの掲載

附 則

この規程は令和6（2024）年4月1日以降に行う不利益処分について適用する。

(別表)

条項	不利益処分の対象者	不利益処分の内容
(水質汚濁防止法)		
第13条第1項	排水水を排出する者	1 特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法の改善命令 2 特定施設の使用又は排水水の排出の一時停止命令
第13条第2項	有害物質使用特定事業場から水を排出する者	1 特定施設(指定地域特定施設を除く。)の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法の改善命令 2 特定施設の使用又は特定地下浸透水の浸透の一時停止命令
第13条第3項	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者	1 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備又は使用の方法の改善命令 2 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止命令
第14条第3項	特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者	地下水の水質の浄化のための措置命令

(大気汚染防止法)

第14条第1項	ばい煙排出者	1 ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙の処理の方法の改善命令 2 ばい煙発生施設の使用の一時停止命令
第17条第11項	揮発性有機化合物排出者	1 揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法又は揮発性有機化合物の処理の方法の改善命令 2 揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止命令
第18条第4項	一般粉じん発生施設設置者	1 一般粉じん発生施設の構造等に係る基準の適合命令 2 一般粉じん発生施設の使用の一時停止命令
第18条第11項	特定粉じん排出者	1 特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法又は特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善命令 2 特定粉じん発生施設の使用の一時停止命令
第18条第21項	特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者	1 特定粉じん排出等作業に係る作業基準の適合命令 2 特定粉じん排出等作業の一時停止命令
第18条第34項	水銀排出者	1 水銀排出施設の構造若しくは使用の方法又は水銀等の処理の方法の改善勧告に係る措置命令 2 水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことの勧告に係る措置命令

(ダイオキシン類対策特別措置法)

第22条第1項	排出ガスを排出し、又は排水水を排出する者	1 特定施設の構造若しくは使用の方法又は発生ガス、汚水若しくは廃液の処理の方法の改善命令 2 特定施設の使用の一時停止命令
---------	----------------------	--

(栃木県生活環境の保全等に関する条例)

第16条	特定施設又は特定工場等の設置者	1 特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は公害の防止の方法の改善命令 2 特定施設の使用の一時停止命令
------	-----------------	--